

## 【暴力団離脱者の預金口座開設】

「暴力団員は、預金口座を作れない」という話はこの欄をお読みの方はご存じのことと思います。

銀行をはじめとした多くの金融機関は、預金規定に暴力団員であれば、口座を解約し、開設を断ることのできる条項を盛り込んでおり、また、暴力団を離脱後も5年間は口座を解約し、開設を断ることのできる条項（「元暴5年条項」などと呼ばれています。）を盛り込んでいることも多いです。

そのため、暴力団員は、組織に所属しているときは勿論、離脱しても預金口座の新規開設を断られることが通常です。

日常生活を送る上で、預金口座を持つことがどの程度重要か、それは人によってまちまちかもしれませんが、水道光熱費をはじめとした生活費の決済や給与の振込など、それが無いと非常に困る人が多いでしょう。

そして、この預金口座の問題は、暴力団離脱者にとって、社会生活上の不便を強いられ、社会復帰の妨げになっていると言われています。暴力団在籍時には預金口座を解約され、暴力団を離脱しても、預金口座を作れず、社会生活を送る上での支障が大きいのであれば、敢えて離脱する必要はないという理由からです。離脱をためらっている人にとって、離脱しても預金口座を作れないとすれば、それは、離脱を思いとどまる事情の一つとなってしまいます。

このような理由から、暴力団からの離脱を真剣に考え、預金口座を作って社会生活を送りたいと考えている人をどのように支援すべきかが重要な課題となっています。

一部の弁護士会では、暴力団から離脱し、社会生活を送ろうとしている人に、金融機関まで弁護士が同行して、反社会的勢力ではないことを表明確約し、今後反社会的勢力との接触が認められた場合には開設された預金口座を解約されることを承諾する内容の誓約書を提出するなどして、条件付きの口座開設を依頼する取り組みをしています。

しかし、現在のところ、そのような試みが成功しているとはいえ、口座の新規開設ができない状況が続いているようです。理由は様々ですが、金融機関側でその人が本当に暴力団を離脱しているのか、単に離脱を偽装しているのかの判断が難しいことがその一つといえるでしょう。また、一度離脱をしても、その後再び組織に戻る例は少なくないので、その預金口座が再び反社会的勢力に利用される怖れを完全に払拭できないこともあると思います。

また、預金口座に限らず、一度、反社会的勢力と関わりがあると判断され、金融取引をはじめとした各種取引から排除されると、そのような事情は、さまざまなデータベースに登録されてしまいます。そのため、その後反社会的勢力との関わりを絶ち、従来の取引



寄稿者  
青山隆治弁護士

を復活させたいと思っても、それは非常に難しいのですが、預金口座の開設と事情は同じと言えます。

私は、暴力団や反社会的勢力との関わりを断ち、通常の世界を送りたいと真剣に考えている方には、そのための何らかの具体的な方法を作らなければならないと思います。「その方法が全くない」というのと、「条件は非常に厳しいけれども、その方法はある」ということとは決定的に違うと思うのです。

真に離脱を決意している人にどのような支援ができるのか、どうすれば実現できるのか、悩みは尽きません。

**寄稿者**

さいたま市南区南本町 1-16-9 フォーラム南浦和 7 階  
南浦和法律事務所 ☎048-866-9708  
埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会  
弁護士 青山 隆治

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.138」から編集したものです。